

転倒災害の約7割が中高年齢者で発生しています。

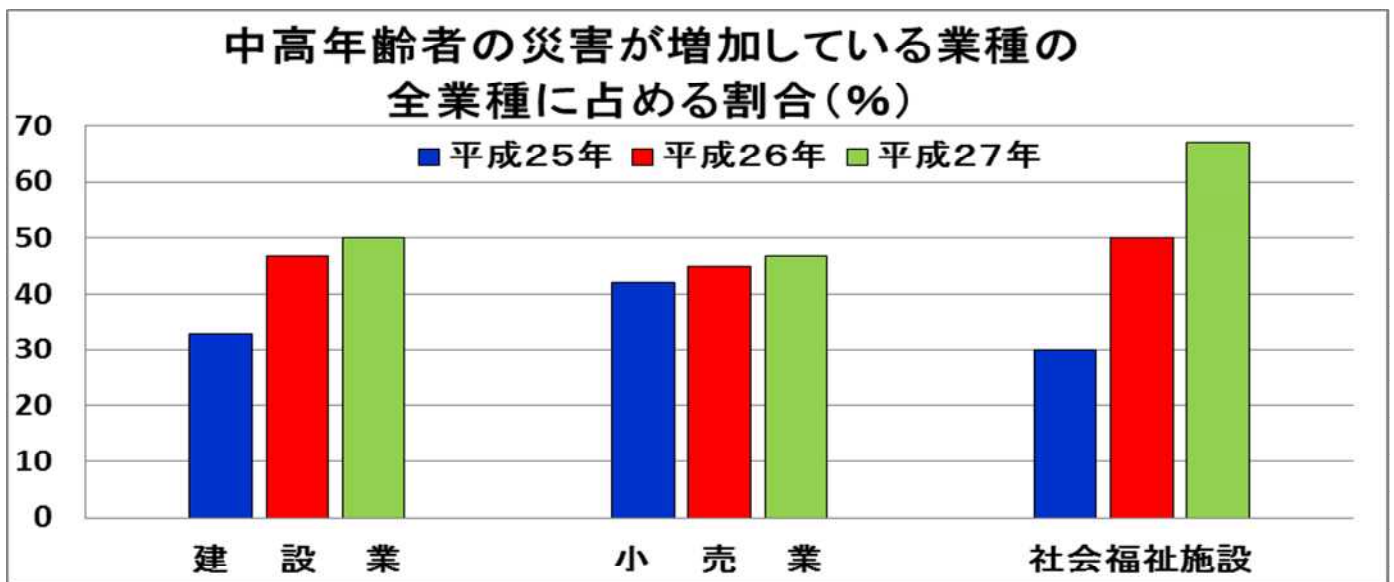
龍ヶ崎労働基準監督署広報

中高年齢者の労働災害が多発しています

～中高年齢者の労働災害防止のための特別要請～

龍ヶ崎労働基準監督署管内では、平成27年に発生した426件の労働災害のうち4割以上が50歳以上の中高年齢者により発生しており、特に、建設業、小売業及び社会福祉施設では近年増加傾向にあるほか、平成27年の死亡災害5件のうち3件が中高年齢者で発生している状況です。特に転倒災害においては、約7割が中高年齢者において発生しております。このため、当署ではあらゆる機会をとらえ、業種を問わず中高年齢労働者の労働災害防止について、全力を挙げて取り組むことといたします。

皆様の事業場におかれましても、中高年齢労働者の安全確保を徹底され、積極的に臨まれるようお願いいたします。



労働安全衛生法第62条（中高年齢者等についての配慮）

事業者は、中高年齢者その他労働災害防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなければならない。